

# 令和5年度第1回 香川県立図書館協議会

日 時：令和5年7月27日（木） 13:30～15:00

場 所：香川県立図書館 研修室

出席者：池田委員、一原委員、岡委員、川根委員、河野委員、  
清國委員、黒川委員、平田委員

欠席者：梅澤委員、山本委員

傍聴者：なし

## 1. 開会

## 2. 館長挨拶

## 3. 議長、副議長選任

## 4. 議題

### (1) 令和4年度運営状況について

- ・事務局から説明
- ・質疑
- ・承認

### (2) 図書館評価について

- ・事務局から説明
- ・質疑
- ・承認

※ 議題に関する質疑については次のとおり

## 議題(1) 令和4年度運営状況について

委員： 資料2ページの「他館返却」は、高松市の図書館のみで可能という理解でよいか。

事務局： 高松市以外の公共図書館の窓口で、当館で借りた本の返却手続きができるというサービスである。

委員： 参考資料は視覚的にとても分かりやすい。入館者数の推移を見ると令和2年度に激しく減少している。これはコロナの影響で仕方のないところだが、そこから回復しないという状況がある。その原因は何かというところを考えなければならない。いろいろな事情があると思うが、学校ではギガスクールでICT化が進み、我々も利用せざるをえない状況の中で、メディアの選択もかなり変わりつつあり、テレビ離れも起きている。社会の変化は私たちの予想以上に大きいということ考えた時に、これをどう読み取って、どういう対策を練らなければならないのか、或いはこれを受け入れるのか、そういうところを考えていく必要がある。そこに県立図書館が新館開館30周年の節目に向けて発信できる何かメッセージがあるのではないか。そう考えると、このデータはすごくインパクトのあるものになっていて、これをどう読み解くかというところで、メディア業界もいろいろな危機感を抱いているところがあると思うが、そのあたりどうか。

委員： 難しい。短時間では解決できない問題で、確かに今もうデジタル化が進んでいるのは間違いなくて、新聞業界も非常に苦しい。それをどうクリアしていくか日々頭を悩ませているが、明確な答えは出ていない。

委員： 大学では学生がレポートを自分で書かなくても、こんなものを書いてほしいとネットで依頼すればやってくれるような時代になっている。これに対して規制をいくらかけようが、もう現実には難しい。しかし、世の中の流れがこのままでいいのか心配なところはある。人間は考える葦だと言われたのは昔のことで、もう考えなくてもいいということになっていくのではないかという危惧がある。

委員： データを見ると、中高生の新規登録者数が一番少ない。やはり小さい時から図書館に来る、行くと本があるというシンプルな図書館を大切にしたいと私は考えている。

読み聞かせは読んで聞かせてあげるだけではなくて、親子の絆づくりにとってもいいと思う。あなたのためにしてあげていることを示すのは、家庭では読み聞かせしかないと言われている。時代は変化しているが、シンプルに図書館に行って親御さんが本を読み聞かせる、そういう図書館が必要ではないか。

委員： 今の意見はそのとおりだなと思うが、そうあるべき姿と現実の姿が乖離していて、そこをどう埋めていくかということが、課題として突きつけられているところかもしれない。

委員： 図書館の意味はすごく大きいと思う。時代が変わっても、小さい時から本を開いたり、ページを開く音を聞いたりすることは、とても大切であると思う。

委員： 今のような内容を取り上げた、例えば市町の図書館職員或いはボランティアや保護者に向けた研修は実施しているか。

事務局： 読み聞かせボランティアを育てようと、令和2年度からボランティア育成事業として、初心者も参加できるような講座から始めて、昨年度のスキルアップ講座まで3年間実施した。当館としては、ボランティアを少しでも養成したい、裾野を広げていきたいという思いがあ

るので、来年度以降も続けていくことにしている。

委員： 過去に中高生のビブリオバトルをしていたと思うが、講座だけでなく高校生が実際にバトルするのはとてもいいと思うので、また機会があれば企画してもらいたい。

委員： このエレベーターには英語で案内があるが、外国人の利用者はどうなのか。また、蔵書冊数がかなり増えているけれども、外国の書籍はどういう状況か。県内には海外からの技能実習生や国際交流員も在住しているし、瀬戸内国際芸術祭や高松国際ピアノコンクールなど国際と銘打った大会が開かれているので、外国人を意識した活動も必要だと思う。現状として、外国人から問い合わせが何件くらいあるとか、そういったデータはないか。

事務局： 手元に資料がなく詳細は不明だが、外国人の方の利用者登録はある。蔵書についても、資料の3ページに示すとおり、全体に比べ僅かだが外国語の図書も購入している。これは主に英語である。当館では、新館開館30周年の取組みの一つとして、障害者サービスコーナーを設けることを検討しており、その先、障害者だけでなく日本語の得意でない方に対し、優しい日本語で書かれた資料を置けないかと考えている。

小豆島町には醤油工場が密集している関係で技能実習生の方が多いので、町立図書館では優しい日本語で書かれた資料を収集するコーナーを設けている。そうした例も参考に当館における取組みを考えていきたい。

事務局： 昨年度の洋書の購入冊数が25冊とあるが、このほかに中国語や韓国語、英語などで書かれた絵本を収集するよう努めている。その数は統計上児童資料に含まれている。

委員： これからの社会は英語を話せないと一人前の仕事ができないとか、そういった時代になっている。職種によっては英語が話せなければ全然相手にしてくれないところがある。県立図書館としても語学を充実させることを考えながら運営してもらいたい。

委員： ICレコーダーを購入したが、録音したものをテープ起こしすると、自動でテキストにして何十カ国の言語に翻訳したものが出てくるみたいなことになっていて驚いた。身近な2~3万円のICレコーダーに翻訳機能がついている。もちろん、それはツールの話で、先ほど指摘されたように外国語が操れる国際人を目指していかなければということである。

委員： 近頃はスマホで日本語を話せば英語だけでなく何か国語にも翻訳してくれるアプリがあって非常に便利だ。これからは英語が話せて当たり前の時代が本当に来るかもしれない。教育もたぶんその方向へ進むと思う。

委員： たとえば桃太郎などの絵本が、外国へ行くと同じ話なのに全く変わってくる。そういう展示を子どもたちに見せてあげたら喜ぶんじゃないかと思う。もし機会があればそういう展示を企画すればどうか。

委員： とてもいいアイデアだと思う、できるのであれば実現してほしい。

委員： 本質的な話ではないが、参考資料の3のグラフに、平成17年12月から貸出冊数の上限を引き上げたとある。1回当たりの貸出冊数を5冊から10冊に増やしたら、それにより貸出冊数の総計も増えた。極端な話だが、上限を15冊にすれば、また増えることになる。入館者数を増やすほうに関心を向けなければいけないが、そういう数字のマジックみたいなものはある。これをどういう風にご利用するのかしないのか、そんなこともこの資料から見えてくるが、この資料を作ったこととか、改めて気づいたことが事務局で何かあるか。

事務局： 大きな点で言うと、人口の減少に合わせて来館者も減っているというのが第一印象である。県の人口動態を見ていても、そのピークの年と来館者のピークが大体同じである。あとはやはりコロナの影響は大きくて令和元年度と2年度の間に大きな断層が生じていると感じた。

事務局： 貸出冊数については、平成17年に引き上げた時に議論はあったと思うが、当館は児童資料の利用が比較的多い図書館であり、児童資料は一回に借りる数が一般の資料よりも多くて5冊ではなかなか満足できず、あれもこれも借りたいのに上限に引っ掛かってしまうという、そのあたりの要望も大きかったのだと思う。一般の図書だとボリュームのある資料なら2週間という期間で5冊借りて全て読み切るというのは、感覚的にはなかなか大変で、それが10冊になったからと言ってさてどうだろうというところもあり、結果としてこのようなことになっている。委員がおっしゃるように、こうして見ると入館者数と貸出冊数は連動していると改めて感じたが、全国的なレベルから言っても今の水準は適切だという感触を持っている。

## 議題(2)令和4年度図書館評価について

委員： 達成状況等の分析も的確にできていて、今後の取組みも一定の見通しが立てられていると感じた。A評価とB評価の境界線に何があるか考えてみると、自分たちが努力すれば数が増える数値目標はA評価になり、利用者の行動に依存しなければいけない目標は思うように伸びないのでB評価になっている。言うなればAとBの境界はそこにあるのだろう。利用者に対する間接的な働きかけで実績を伸ばすことの難しさがここに表れていると思う。

委員： レファレンスサービスがすごく充実していると思う。評価がすごく高い。レファレンスサービスがしっかりしている図書館は非常にいい。職員の方がいろいろ努力されていると思う。

委員： メールでの問い合わせに対する回答は難しくないのか。依頼者とのやり取りを通じて質問内容を十分に把握することにより満足度の高いサービスができると思う。メールで届いたものに依頼者とのやり取りもなく返信する、もちろんそれで事足りることもあろうかと思うが、より満足度を高めようとするれば、往復だけではなく何回もやり取りが必要になるのではないか。

事務局： メールでレファレンスをいただくと、口頭の場合よりも質問の内容がはっきりしているので、こちらとしては調べやすいという時もある。一方、委員のおっしゃるとおり、電話をかけて、これはどういうことを知りたいのですかと確認することもあるし、メールで何回かやり取りをすることもある。

委員： 近頃はオンラインで文字による会話ができるチャットという手段もあり、質問を書き込むと回答を得られるが、結局聞き直さないと質問の主旨が分からないというところがあると思う。もちろん人員をそこばかりに割けるという訳ではないだろうが、細やかにというか、満足度を高めることを考えると、聞き直すためのやり取りが大切である。

委員： レファレンスカウンターには常に何人くらい専門の方がいるのか。

**事務局：** カウンターの窓口には通常1人だが、メールや電話は事務室でも対応できる。特に夏休みに入ると、カウンターが1人で対応できない時があり、事務室にいる司書が応援に行くこともある。

**委員：** 私は小学校に勤めているので、レファレンスサービスに子どもからの質問はあるのか、あるならば、学校を通じた場合が多いのか、それとも個人的に子どもが親と来館する場合が多いのかを知りたい。

また、どういった内容の質問が多いのか例示してほしい。県立図書館のレファレンスサービスが活用できるということを学校関係者に呼びかけることもできるので、ぜひ教えてほしい。

**事務局：** 以前は夏休みに入るとレファレンスカウンターには、子どもと保護者が大勢質問に訪れていたが、最近はかなり落ち着いた。デジタルへのシフトも考えられ、例えば今はインターネットの公的機関のサイトには根拠に基づく質の高い内容の情報が増えてきた。そうした子どもの学習に役立つサイトの出現も、レファレンスの減少に影響していることが予想される。或いは、学校からの「まずは図書館に行って調べなさい」という指導が少なくなったのかも知れない。

子どもからのレファレンスは、メールとか文書によるものはあまりないが、保護者からは高度な内容を子ども向けに分かりやすく解説した資料はないかといった、具体的な資料の案内を求めるレファレンスが定期的にある。

また、学校からは、特定の主題に関する資料を選んでおいてほしいとの依頼や、具体的な内容について調べてほしいという依頼が時折寄せられる。

**委員：** レファレンスサービスというものがあることを学校に向けて呼びかけていけば良いと思う。

**事務局：** 県教育センターで実施される新任教員の研修の際に、学校支援文庫「木守文庫」やレファレンスといった県立図書館の様々なサービスを紹介した利用案内を全ての受講者に配付している。

また、当館ホームページの「キッズ・ページ」とか「子どもの読書応援ページ」で内容を把握してもらい、関心のあるサービスを利用してもらえればと思う。

**委員：** 木守文庫の本について、現場の教員が利用したい本を追加してほしいといった希望を聞いてもらえるのか。

**事務局：** アンケートなどで希望を取ったことはないが、木守文庫のセットに利用した感想を書く用紙が入っている。また、近隣の学校の方が直接返却に来た時に「こういうセットがあればいい」といった意見を聞くこともあり、その希望を参考に児童資料担当が翌年のセットを作ったこともある。基本は学習指導要領の單元ごとにセットを作っているのですが、その過不足等々、ご意見をいただいたほうがありがたい。担当者もどんなセットを作ろうかと毎年頭を悩ましているのです。

**委員：** 資料12ページ「図書館資料の整備充実」の「郷土資料の受入」について、確かに最近行政で作られている資料はWEB上で公開されて、冊子の形にならないことも多くなっている。県立図書館の使命として収集していることがすごく伝わってくるが、WEB上の資料をデジタルとして収集することはできないのか。

事務局： 現在地方自治体などが公開している情報というのはPDFで公開されているものが多いと思う。利用等を鑑みてそれらを1部ずつ複写し紙ベースで保存することで、その過不足を補うことにしている。デジタルには保存媒体の問題とか著作権の問題とかいろいろあって、何もかもという訳にはいかないが、公開されたPDF資料については、そういう形で対応している。

委員： 資料16ページの3に、「画面上に資料貸出カードのバーコードを表示させる」とあるが、これはどういうシステムなのか。

事務局： 当館ホームページのスマートフォンサイトには、Myライブラリーという貸出一覧や予約一覧を参照できるシステムがあるが、そうした機能の一つとして、昨年9月から貸出カードのバーコード部分をスマートフォンの画面に表示できるようにした。

委員： その利用状況はどうか。

事務局： 貸出カードを持参せずに来館した利用者が、カードの代わりにこの機能を利用するというもので、それほど目立った利用はない。

委員： カードを忘れた時以外に何かメリットはあるのか。

事務局： 今年12月の図書館情報システム更新の際に、新規登録に限ってオンラインによる利用者登録申請の導入を予定しており、オンライン申請者に対しては貸出カードを発行しないため、今後は貸出カードを持たずにスマートフォンで資料の貸出手続を行う利用者が現れる。

委員： スマートフォン画面を提示することで資料を借りられるのか。

事務局： そうである。そのスマートフォンで借りている資料の確認のほか、1回に限り他に予約がなければ貸出期間を延長することもできる。

委員： 図書館がこういう取組みを新たに始めたということを利用者は知っているのか。

事務局： このカードのバーコード表示開始時には、利用方法を館内に掲示し、ホームページにも掲載した。なお、多くの中四国の県立図書館では既にこの機能を導入済みであり、新規性は乏しいものであった。

委員： そうであってもこの図書館では新たな取組みなのだから、せめてプレスリリースをしてくれば、県民にお知らせすることができたのだが。

事務局： 館内での協議において、オンライン利用者登録申請導入のほうが利用者の利便向上が一層図られるので、その時にまとめて報道機関に情報提供したほうがよりインパクトがあるのではないかという結論になり、スマートフォンのバーコード表示機能のみのプレスリリースを控えた。

委員： 適時適切にプレスリリースをしてもらいたいと思う。NHKがこの図書館が企画する展示についてニュースで取り上げている。やはりテレビや新聞で報じられると県民の方も関心を持つので、ぜひともリリースを積極的にしてもらいたい。